

東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設建設事業 環境影響評価書案の概要

1 事業者の名称及び所在地

名 称 環境事業団

代表者 理事長 田中 健次

所在地 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号 日土地ビル

2 対象事業の名称及び種類

名 称 東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設建設事業

種 類 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都江東区青海二丁目地先の中央防波堤内側埋立地内に、一都三県(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)のポリ塩化ビフェニル(P C B)廃棄物の処理施設を建設し、P C Bの分解処理を行うものである。

対象事業の内容の概略は、表1に示すとおりである。

表1 対象事業の内容の概略

所 在 地	東京都江東区青海二丁目地先(中央防波堤内側埋立地内)
敷 地 面 積	約30,500m ²
建 築 面 積	約13,000m ²
主 要 用 途	一都三県(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)の区域内に存するP C B廃棄物(高圧トランス、高圧コンデンサ、安定器等)を処理し、これに含まれるP C B及び東京都内分の柱上トランス絶縁油に微量に混入したP C Bの分解処理を行う。
処 理 能 力	2トン/日(P C B分解量)
工 事 予 定 年 月	平成16年7月~平成17年10月
運 用 開 始 予 定 年 月	平成17年11月

4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の計画内容、事業計画地とその周辺地域の概況、調査計画書審査意見書に記載された知事の意見等を考慮のうえ、環境影響評価の項目を選定し、現況調査を実施して予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 2 に示すとおりである。

表 2 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価の項目	評価の結論
大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・長期平均値（年平均値） P C B 及びダイオキシン類について、予測最高濃度地点の将来予測濃度は、評価の指標を大きく下回る。 ・短期平均値（1時間値） P C B 及びダイオキシン類について、濃度が最高となるような気象条件で計算した予測最高濃度は、評価の指標を大きく下回る。 なお、この気象条件が予測地域において出現する頻度は、年間で 0.05% 程度であることから、予測最高濃度はごくまれにしか発生しないと考えられる。
景 観	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 本施設は、建物の形状及び色彩等への配慮により周辺の建物と調和しており、地域景観の特性に変化を与えるものではなく、評価の指標との整合が図られるものと考える。 ・代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 本施設で予定している色彩は海の色、空の色に調和し、建物の高さについてもスカイラインに大きな変化をもたらさないものとなり、極めて良好な眺望を呈するものと考える。 また、プラント設備を建屋内に設置し、高さも周辺の施設より突出していないため、周辺施設と一体として認識され、眺望に大きな変化はみられないことから、評価の指標との整合が図られるものと考える。
廃 棄 物	<p>工事の施行中は、建設廃棄物及び建設発生土が発生するが、再資源化や縮減を推進し、廃棄物の発生抑制や減量化を図る。また、リサイクルができない廃棄物については、法令に基づき適正に処理する。以上のことから、評価の指標に適合するものと考える。</p> <p>P C B 廃棄物の処理後、トランスの躯体やコイル等から得られる鉄、銅等はリサイクルするほか、柱上トランスの絶縁油は P C B を分解した後、発電用燃料としての利用を図る。</p> <p>リユースやリサイクルできない残さ物等については、産業廃棄物として処理業者に委託して搬出し、適正処分する。さらに、溶剤の再利用や処理済部材の分別の徹底などにより、廃棄物の発生量の減量に努めるなど、環境保全のための措置を講ずる。以上のことから、評価の指標に適合するものと考える。</p>
温室効果ガス	<p>本事業では、太陽光発電設備の利用による自然エネルギーの活用を図る。</p> <p>また、P C B 廃棄物の処理後、トランスの躯体やコイル等から得られる鉄等のリサイクルにより、温室効果ガスの発生抑制に寄与する。</p> <p>以上のことから、本事業は評価の指標に適合するものと考える。</p>